特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上尾市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

上尾市長

公表日

令和6年3月30日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

連絡先

I 関連情報							
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	国民年金に関する事務						
②事務の概要	・国民年金法に基づく法定受託事務 (資格取得・喪失、付加保険料の申出・辞退、種別変更の届出の受理。住所変更の報告。保険料免 除及び猶予申請の受理。基礎年金(老齢・障害・遺族)裁定請求。) ・年金相談 ・年金生活者支援給付金に関する事務(支給要件調査対象者等に係る所得情報等の厚生労働大臣 への提供。請求書の受付、日本年金機構への受付書類の報告)						
③システムの名称	国民年金システム、福祉年金システム、年金生活者支援給付金システム						
2. 特定個人情報ファイル	2. 特定個人情報ファイル名						
1. 国民年金被保険者ファイル	2. 受給年金受給者ファイル 3. 老齢福祉年金受給者ファイル 4.年金生活者支援給付金ファイル						
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の31の項、95の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第68条の2						
4. 情報提供ネットワークシ							
①実施の有無	<選択肢> (選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定						
②法令上の根拠							
5. 評価実施機関における	担当部署						
①部署	市民生活部 保険年金課						
②所属長の役職名	課長						
6. 他の評価実施機関							
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求						
請求先	総務部 総務課						
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ						

市民生活部 保険年金課

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			令和5年12月31日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	5年12月31日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	西書の種類				
[基礎 2)又は3)を選択した評価実 載されている。	項目評価		重点項目	評価書又は全	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及 3) 基礎項目評価書及 È項目評価書において、「	び全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(情報提供	ネットワークシス・	テムを通	じた入手を関	余く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			1]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい	
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や	情報提供ネットワー	-クシステ.	ムを通じた提供	供を除く。) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	
6. 情報提供ネットワークシ	ィステムと	の接続		[O]接	続しない(入手) [(つ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	
7. 特定個人情報の保管・	消去					
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である	1		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	
8. 監査						
実施の有無	[O]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部	 監査
9. 従業者に対する教育・	李発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行 2) 十分に行っている	っている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月28日	所属長	保険年金課長 鮒谷 浩	保険年金課長 加藤 浩章	事後	人事異動に伴う変更
平成27年12月28日	特定個人情報ファイル名	1. 国民年金被保険者ファイル 2. 受給年金受 給者ファイル 3. 老齢福祉年金受給者ファイ ル 4. 特別障害給付金受給者ファイル	1. 国民年金被保険者ファイル 2. 受給年金受 給者ファイル 3. 老齢福祉年金受給者ファイ ル	事後	
平成27年12月28日	法律上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の31及び83の 項	番号法第9条第1項 別表第一の31の項	事後	
平成27年12月28日	しきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	平成26年3月31日	平成27年11月1日	事後	判定基準日の見直し
平成27年12月28日	しきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	平成26年3月31日	平成27年11月1日	事後	判定基準日の見直し
平成28年7月22日	しきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	平成27年11月1日	平成28年7月1日	事後	判定基準日の見直し
平成28年7月22日	しきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	平成27年11月1日	平成28年7月1日	事後	判定基準日の見直し
平成29年6月1日		保険年金課長 加藤 浩章	保険年金課長 戸國 健一	事後	人事異動に伴う変更
平成29年6月1日	法律上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の31	・番号法第9条第1項 別表第一の31 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第24条の2	事後	
平成29年6月1日	しきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日	平成29年6月1日	事前	判定基準日の見直し
平成29年6月1日	しきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日	平成29年6月1日	事前	判定基準日の見直し
平成30年5月10日		保険年金課長 戸國 健一	保険年金課長 岡野 孝史	事後	人事異動に伴う変更
平成30年5月10日	しきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日	平成30年5月10日	事前	判定基準日の見直し
平成30年5月10日	しきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日	平成30年5月10日	事前	判定基準日の見直し
平成31年4月1日	事務の概要	*国民年金法に基づく法定受託事務 (資格取得・喪失、付加保険料の申出・辞退、 種別変更の届出の受理。住所変更の報告。保 候料免除及び猶予申請の受理。基礎年金(老 齢・障害・遺族)裁定請求。) ・年金相談	・年金相談 ・年金生活者支援給付金に関する事務(支給 対象者等に係る所得情報等の厚生労働大臣 への提供。請求書の受付、日本年金機構へ の受付書類の報告)	事前	事務の概要の追加
平成31年4月1日	システムの名称	国民年金システム、福祉年金システム	国民年金システム、福祉年金システム、年金 生活者支援給付金システム	事前	システム名の追加
平成31年4月1日	特定個人情報ファイル名	1. 国民年金被保険者ファイル 2. 受給年金受給者ファイル 3. 老齢福祉年金受給者ファイル	1. 国民年金被保険者ファイル 2. 受給年金受給者ファイル 3. 老齢福祉年金受給者ファイル 4.年金生活者支援給付金ファイル	事前	特定個人情報ファイル名の追 加
平成31年4月1日	法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の31の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令第24条の2	番号法第9条第1項別表第一の31の項、95の項 項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令第24条の2、第68条の2	事前	法令上の根拠の追加
平成31年4月1日	所属長	保険年金課長 岡野 孝史	課長	事後	PIA様式の変更
平成31年4月1日	しきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	平成30年5月10日	平成31年2月13日	事前	判定基準日の見直し
平成31年4月1日	しきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	平成30年5月10日	平成31年2月13日	事前	判定基準日の見直し
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策	項目なし	リスク対策の追加	事前	評価項目の追加
令和1年12月20日	しきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	平成31年2月13日	令和1年11月29日	事前	判定基準日の見直し
令和1年12月20日	しきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	平成31年2月13日	令和1年11月29日	事前	判定基準日の見直し
令和2年12月18日	きい値判断項目 1 対象	令和1年11月29日	令和2年12月18日	事前	判定基準日の見直し
令和2年12月18日	しきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	令和1年11月29日	令和2年12月18日	事前	判定基準日の見直し
令和4年1月4日	しきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	令和2年12月18日	令和3年12月24日	事前	判定基準日の見直し
令和5年1月11日	しきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	令和3年12月24日	令和4年12月31日時点	事前	判定基準日の見直し
令和6年1月9日	しきい値判断項目 1. 対象 人数 2. 取扱者数 いつ時 点の計数か	令和4年12月31日時点	令和5年12月31日時点	事前	判定基準日の見直し